

共済事務担当課長 様

神奈川県市町村職員共済組合資格管理課長

「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定」に係る  
取扱いの一部見直しについて（通知）

日頃、共済組合の業務運営につきましては種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件については自治行政局公務員部福利課より別添のとおり通達がありました。

このことに伴い、夫婦共同扶養における被扶養者の認定時については、資格管理の適正化を図るため、提出書類および認定に係る取扱いを下記の通り見直しすることといたしますので、組合員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、この見直しに伴う取扱いについては令和3年8月1日以降の扶養認定申請からの適用となることを申し添えます。

記

1 子の出生に係る扶養認定における夫婦双方の収入証明書類の見直し

夫婦の年間収入を比較するにあたり、「過去」「現時点」「将来」の収入等から今後1年間の収入を見込むため、子の出生に係る扶養認定申請の際は、下記書類を提出してください。

- ① 配偶者の前年の源泉徴収票または前年の課税証明
- ② 配偶者の直近3か月分の給与明細
- ③ 配偶者の育児休業等の取得に関する証明または申立書

なお、配偶者が個人事業主である場合は①および②の代わりに「前年の確定申告書類（損益計算書等経費記載の頁含む）」を提出ください。

※配偶者が組合員の被扶養者である場合は、上記書類の提出は不要です。

2 育児休業取得時の扶養替えの廃止

産後休暇から育児休業へ切り替え時に依頼していた、子の扶養替えについては、子が無保険状態とならないよう、被扶養者の地位安定の観点から原則的に行わないこととします。

3 夫婦の収入逆転による子の扶養替え

夫婦の年間収入逆転に伴う子の扶養替えの際は、配偶者側の保険者に認定日や取消日を確認のうえ、申請してください。

（事務担当は、資格管理課 資格・調査班）



総行福第 129 号  
令和 3 年 5 月 13 日

地方職員共済組合理事長  
（地方共済事務局扱い）  
東京都職員共済組合理事長  
各指定都市職員共済組合理事長 } 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長  
（公印省略）

#### 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

標記の件については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（昭和 60 年 6 月 27 日付け自治福第 182 号）により通知しているところです。

今般、令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）に対する附帯決議として、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること」が付されたことを踏まえ、厚生労働省から別添のとおり「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和 3 年 4 月 30 日付け保保発 0430 第 2 号・保国発 0430 第 1 号）の通知が発出されました。

これらを踏まえ、地方公務員共済組合についても同様の取扱いとすることとし、令和 3 年 8 月 1 日より施行することとしますので、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、本通知の施行をもって、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（昭和 60 年 6 月 27 日付け自治福第 182 号）は、廃止します。

別添

保保発 0430 第 2 号  
保国発 0430 第 1 号  
令和 3 年 4 月 3 0 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省保険局保険課長  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（昭和 60 年 6 月 13 日付け保険発第 66 号・庁保険発第 22 号通知。以下「昭和 60 年通知」という。）により対応いただいているところであるが、令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）に対する附帯決議として、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること」が付されたところである。

これを踏まえ、夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、今般、別紙のとおり行うこととしたので、円滑に運営いただくとともに、都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願いする。

なお、本通知をもって昭和 60 年通知は廃止する。

## 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- 1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。
  - (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。
  - (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
  - (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできない。
  - (4) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。

当該通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。
  - (5) (4)により他保険者等が発出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は、当該通知に基づいて届出を審査することとし、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に、不認定に係る通知を発出した他保険者等と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議する。

この協議が整わない場合には、初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。

標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、上記決定が覆る場合は、遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める。
  - (6) 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。
- 2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。
  - (1) 被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。
  - (2) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。当該通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、届出日及び決定日を記

載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて国民健康保険の保険者に提出する。

- (3) 被扶養者として認定されないことにつき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に、不認定に係る通知を発出した被用者保険の保険者等と協議する。

この協議が整わない場合には、直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。

- 3 主として生計を維持する者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととする。

- 4 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

- 5 被扶養者の認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長（以下「保険課長」という。）が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行うものとする。

各被保険者の勤務する事業所の所在地が異なる場合には、申立てを受けた保険課長が上記斡旋を行い、その後、相手方の保険課長に連絡するものとする。

- 6 前記1から5までの取扱基準は、令和3年8月1日から適用する。